

3 金 沢 志津夫 議員

- 1 行財政運営について
- 2 再生可能エネルギーの推進について
- 3 上下水道の老朽化対策について



1 行財政運営について

本町を取り巻く情勢は、物価高騰や働き方改革、少子高齢化等に伴う労働力の不足、さらには地域コミュニティの活力低下のほか、デジタル化の進展など大きく変化する中で、地域経済は、エネルギー価格や原材料の高騰が長期化し、厳しい状況が続いております。こうした状況下において、行政運営の基本である、財政の安定化を実現するため、ふるさと納税等の財源を有効活用するほか、新たな歳入確保に取り組むとともに、町有財産の有効活用と未利用財産の処分等による、自主財源の確保を積極的に実践してまいりますとしておりますので、次の点についてお伺いいたします。

一項目は、経常収支比率は、地方公共団体の経常的一般財源の硬直度あるいは、逆に言えば余裕度を示すものであり、財政構造の良否を判断する指標となっておりますので、岩内町の経常収支比率について、令和4年以降の数値をどの様に判断され取り組まれているのかお伺いいたします。

二項目は、中長期財政見通しにつきましては、見通し期間中は2年に一度を基本として、推計の見直しをすることとしておりますが、義務教育学校整備事業は令和8年4月の開校を目指し取り組まれており、令和7年度が最終年度となります。義務教育学校整備事業費は、一般会計予算の約3割を占め、町債発行額も大幅な増嵩となることに伴い財政運営の影響からも、中長期財政見通しを示すべきと思われますので、ご所見をお伺いいたします。

三項目は、義務教育学校の工事着手は令和5年度より、工事の発注が始まり令和8年4月の開校を目指しておりますが、その間工事費の増額変更が行われておりますので、当初予定工事費の額と最終変更後の工事費の増額になった金額についてお伺いいたします。また、今後の財政運営の影響がどの様に予測されるのかお伺いいたします。

四項目は、歳入確保のため、DX推進による行政サービスの取り組みで、町税の収納対策としてQRコード納付やコンビニ納付などの納税方法の充実を図っておりますが、その効果と成果についてお伺いいたします。

【答 弁】

町 長：

1 項めは、令和 4 年度以降の経常収支比率の数値をどの様に判断され取り組まれているのかについてであります。

本町における令和 4 年度以降の経常収支比率の数値は、令和 4 年度では 92 %、令和 5 年度では 92.2 %となっており、令和 5 年度の全道における数値の高い順位としては、33 位に位置しております。

経常収支比率は、財政構造の弾力性を測定する比率として使われており、一般的には 80 %以下が健全財政の目安とされ、数値が高くなるほど財政構造が硬直化し、経常経費以外に財源を充当する余力が無い状態を表すものであることから、現状は決して予断を許さないものの、近年は、一定程度、安定した状態を維持できているものと考えております。

今後の見通しにつきましては、給与改定による人件費や社会保障費の増加、労務単価の上昇による委託料の増加、物価高騰の影響などの様々な要因により、経常経費全体の増加が続いていることから、経常一般財源となる地方交付税の交付状況によっては、経常収支比率も上昇が見込まれるところであります。

こうしたことから、今後も様々な角度から、施設の維持・修繕費や固定経費などの経常経費の節減に努めるとともに、更なる歳入の確保と併せて、財政健全化に向けた取り組みを継続してまいります。

2 項めは、義務教育学校整備事業の町債発行額も大幅な増嵩となることに伴い、財政運営の影響からも中長期財政見通しを示すべきについてであります。

中長期財政見通しにつきましては、今後、町が進める施策の実施時期、優先順位等を判断していく上での重要な指標として活用するため、令和 3 年 3 月に作成し、見通し期間中は 2 年に 1 度を基本として、推計の見直しをすることとしており、令和 5 年 7 月に 1 回目の改訂を行っております。

前回の見直しから 2 年が経過する令和 7 年度においては、その間に、地方債や基金の残高が大きく改善していることや、物価高騰や労務単価の上昇などに伴う物件費、給与改定による人件費など、前回の推計からの増加が想定される数値の見直しに加え、令和 7 年度が最終年度となり全体事業費が固まりつつある、義務教育学校整備事業の財政運営への影響を確認するため、できるだけ早期に令和 6 年度の決算状況を踏まえた見直しを行うこととしております。

3 項めは、義務教育学校の当初予定工事費の額と最終変更後の工事費の増額になった金額について。また、今後の財政運営の影響がどの様に予測されるのかについてであります。

義務教育学校整備事業に伴う工事費につきましては、令和 5 年度から令和 7 年度までの工事請負費全体の金額となりますが、令和 5 年度当初予算段階では、56 億 7 千 408 万 5 千円の見込みに対して、令和 7 年度当初予算段階では、64 億 8 千 515 万 4 千円の見込みであり、8 億 1 千 106 万 9 千円の増額となっております。

次に、義務教育学校整備事業による今後の財政運営への影響についてありますが、昨年、令和 6 年 8 月、事業費の大幅な増額が見込まれることを踏まえて、義務教育学校整備事業費に関連する数値を修正し、中長期財政見通しの仮推計を行ったところであり、その結果、各年度の決算収支は黒字を維持できること、また、将来負担比率においても、地方債残高がピークとなる、令和 7 年度に 96 %まで上昇するものの、令和 8 年度以降はゆるやかに下降していくも

のとなり、事業開始当初に想定していた状況から悪化するなどの財政運営上の大きな影響は生じていないものと判断したところであります。

しかしながら、本事業は、多額の地方債の借入を伴う大型事業であり、決算収支額や財政健全化比率に対して大きく影響を及ぼすことから、町としましては、財政運営への影響を最小限とするための手法として、地方債の借入においては、有利な条件である過疎対策事業債を選択し、また、地方債の償還期間の設定についても、償還額の平準化により単年度の財政負担の軽減を図るなど、実質公債費比率や将来負担比率等への影響を最小限に抑えるよう努めてきたほか、加えて、過疎対策事業債の脱炭素化推進特別分など、配分枠の小さな地方債についても、より確実に配分が受けられるよう、様々な工夫を講じながら、財源確保に繋げてきたところであります。

いずれにいたしましても、財政の安定化を図るには、歳入の確保と規律ある財政出動が必要であり、特に、令和7年度に見直しを行う予定の中長期財政見通しについては、事業の平準化を図るうえでも重要となる将来的な財政指標であることから、今後においても、適宜更新を行うことで、町財政の現状を正確に把握し、精度の高い財政見通しデータとして有効に活用しながら、健全な財政運営に向けて取り組んでまいります。

4項めは、QRコード納付やコンビニ納付導入による効果と成果についてであります。

町税等の納付につきましては、令和4年度税制改正に伴う地方税統一QRコードの導入や、デジタル技術を活用したコンビニ納付の導入など、住民の利便性向上に資するための取り組みを進めてまいりました。

地方税統一QRコードは、納付書に印字することにより、全国どの地方自治体であっても同一の納付手段による納付ができるシステムであり、本町においても令和5年度に導入し、現在は、町・道民税や国民健康保険税の普通徴収のほか、固定資産税・都市計画税、軽自動車税などにおいて利用されております。

また、以前から住民要望が多かったコンビニ納付につきましては、収納用バーコードが印字された納付書により、営業時間内であればいつでもコンビニエンスストアでの納付が可能であるため、本年度の導入以降、あらゆる生活スタイルに適応する住民サービスの1つとして、住民の方々の利便性向上に寄与しているものと考えております。

それぞれの導入後の利用状況につきましては、支払い方法別の詳細な件数の把握は難しい部分ではありますが、令和6年度の状況としましては、令和7年2月末現在、QRコードは約1,195件、全体の約3.3%の利用、また、コンビニ納付につきましては、8,247件、全体の約23.2%の利用となっており、特にコンビニ納付は導入初年度ではありますが、コンビニエンスストアが10箇所以上ある、この地域の特徴的な地域事情も相まって、徐々に納付方法として住民の方々に浸透してきているものと考えております。

町といたしましては、収納率向上と利便性の向上を図るため、これらの納付方法については、多様化する生活スタイルへの適応と住民ニーズに応える方法の1つとして、今後も町ホームページへの掲載や納税通知書へのチラシ同封など、積極的な周知を図りながら、更なる利用拡大に努めてまいります。

2 再生可能エネルギーの推進について

本町では令和6年6月10日に、地域の課題解決とゼロカーボンに向けた対策を有機的に連携・推進することにより、社会の好循環を促し、住んでいる人達が快適に暮らせて、地球環境にもやさしい社会の実現を目指すとして、岩内町ゼロカーボンシティ宣言を実施し、施策に取り組まれていますので、次の点についてお伺いいたします。

一項目は、岩宇・南後志地区洋上風力発電導入推進組合の構成町村の一員として、促進区域の指定に向けて、現在までの取り組み状況をお伺いいたします。

二項目は、洋上風力基地は、どこにと題し本年1月26日発行の新聞に掲載されておりました、松前沖、促進区域指定見通しに、道内4港が名乗りを上げていることから本町の重要港湾なみの岩内港でも、風車の組み立てや修理の経済効果を考えた場合、基地港湾指定に意欲を示すべきと思われますのでご所見をお伺いいたします。

三項目は、令和6年10月18日に、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構は洋上風力調査の北海道連絡事務所を岩内町に開設していますが、取り組みの活動状況をお伺いいたします。

【答 弁】
町 長：

1 項めは、促進区域の指定に向けた現在までの取組状況についてであります。
再生可能エネルギーの主力電源化の切り札とされる洋上風力発電の推進につきましては、6 町村 3 漁協で構成する岩宇・南後志地区洋上風力発電導入推進組合において取り組んでおり、岩宇・南後志沖の海域は令和 5 年 5 月に有望な区域として整理されたところであります。

その後、本組合において、洋上風力の推進に係る基本理念や漁業振興策、地域振興策についての協議を重ね、令和 6 年 7 月には、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律、いわゆる再エネ海域利用法の規定に基づく、法定協議会が組織されたところであります。

法定協議会につきましては、国や道、市町村、関係漁業者団体等の利害関係者、学識経験者等で構成されており、これまでに令和 6 年 7 月と 11 月の計 2 回開催され、協議内容といたしましては、促進区域の指定に向け、公募から発電事業終了までの全過程において留意する事項を取りまとめる必要があることから、漁業影響調査の考え方や発電設備等の設置制約範囲、発電設備等の建設等に当たって留意すべき事項、さらには、岩宇・南後志地区沖の将来像について、地域や利害関係者で協議を重ねているところであります。

いずれにしても、岩宇・南後志地区沖での洋上風力発電事業の実現については、法定協議会における協議を進め、再エネ海域利用法の規定に基づく、促進区域への指定を受けることが大前提であることから、引き続き、当組合の事務局である寿都町を中心に、構成 6 町村及び 3 漁協が情報共有を図りながら、洋上風力発電の導入促進に向け、協力してまいります。

2 項めは、岩内港でも基地港湾指定に向けて、意欲を示すべきについて、であります。

洋上風力発電建設に係る基地港湾につきましては、令和 4 年 3 月に、国土交通省港湾局から、海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾の指定に係る意向調査として、全国の港湾管理者に対して照会があったところであります。

この調査の対象となるふ頭については、風車部材の荷さばき・保管等に用いる用地面積として、概ね 15 から 20 ヘクタールと示され、さらには大型化・大規模化に対応した基地港湾の最適スペックとして、当時、既に基地港湾としての指定済みの能代港、秋田港、鹿島港、北九州港の 4 港を基準とし、岸壁延長 180 から 200 メートル、水深マイナス 10 メートルからマイナス 12 メートル、岸壁の最大地耐力 1 平方メートル当たり 35 トンと示されたところであります。

これに対して岩内港は、新港東埠頭マイナス 7.5 メートル岸壁の延長が 261 メートル、新港東埠頭マイナス 8 メートル岸壁の延長が 266 メートルと、岸壁延長についてはスペックを満たしておりますが、用地面積については両岸壁の荷さばき地と、ふ頭用地を全て足して 6.9 ヘクタール、水深についてはマイナス 7.5 からマイナス 8 メートル、岸壁の最大地耐力については 1 平方メートル当たり 2 トンと、指定済みの基地港湾のスペックを満たしておりません。

こうした中、現在、基地港湾指定を目指している北海道内の石狩湾新港、室蘭港及び留萌港の 3 港においては、単独での指定が既に指定済みの道外港湾と比較すると、スペックが十分に満たされないとの国の助言を踏まえ、基地港湾

を補完する港湾として岩内港の指定を含めた意向が示されておりますが、町としても、岩内港を基地港湾補完港としての活用の意向を示しているほか、将来的なオペレーション・アンド・メンテナンス港としての活用の意向を示したところであります。

この事は、これまでの国との協議により、基地港湾や補完港として活用される場合は、既存港湾のスペック向上のため、多額の改修費が必要となりますが、その活用は、洋上風力発電設備の建設時及び解体時の、それぞれ3年から4年程度の利用期間が想定されるのに対し、オペレーション・アンド・メンテナンス港として活用される場合は、発電設備が稼働している20年から30年程度の長期に渡り、港湾の活用や関連産業の参入が見込まれることから、既存港湾でも十分活用可能なオペレーション・アンド・メンテナンス港に意向を示したものであります。

いずれにいたしましても、岩内港の有効活用につきましては、令和7年度に策定予定の岩内マリンプランの中で、更なる調査・検証を進めてまいります。

3項めは、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構北海道連絡事務所の活動状況についてであります。

独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構北海道連絡事務所、通称ジョグメックにおきましては、風力発電事業者に代わり風況や地盤などを調べる、国のセントラル方式によるサイト調査を担っており、近年、道内日本海側での案件が増えていることから、地元自治体及び関係機関との関係構築を通じて、円滑かつ効率的にセントラル調査を進めるため、本町に北海道事務所を設置したところであります。

これまでの活動としましては、セントラル調査の実施に向けた関係機関への情報共有が行われているところでありますが、今後におきましては、洋上風力発電の推進における地域課題に関する意見交換の場の設定や、町内の児童・生徒に対する出前講座の実施等の検討がされているところであります。

町としましては、本調査を契機とした各種活動により、ジョグメックと岩宇・南後志地域における洋上風力発電事業に対する相互理解の醸成を図ることは、洋上風力発電事業を推進していく上で大変重要であると考えておりますので、引き続き、事業の効果的な推進に向け、北海道事務所と連携しながら取り組んでまいります。

3 上下水道の老朽化対策について

近年国内では、上下水道の排水管や給水管、配水管等の老朽化により、道路の陥没が発生したり水が噴出するなどして、大きな事故が発生している。また、過去には、岩内町においても、道路の陥没が発生したこともあり、住民は不安を感じていることから、本町における上下水道の老朽化対策の取り組み状況についてお伺いいたします。

【答 弁】
町 長：

はじめに、上水道管路の老朽化対策につきましては、事業着手が昭和48年度と一定の期間が経過したことから、平成18年度から21年度の4か年で、土質や地下水に起因する腐食が懸念されるダクタイル鋳鉄管を対象に調査を実施したところ、管体本体、及びK型継手のボルトにおいて一定程度の腐食が確認されたため、耐震化対策を含めた老朽管更新計画を策定し、順次更新工事を進め、令和9年度には更新計画が完了する予定であります。

更に、平成26年度には水道ビジョンを策定する中で、岩内町地域防災計画における指定避難所、指定避難場所、防災関連施設、及び厚生労働省の定める重要給水施設管路の耐震化計画策定の手引きにおける重要給水施設に接続する配水管を対象とした重要給水施設配水管老朽・耐震改修計画を新たに策定し、更新工事を進めてきており、令和5年度末の進捗率は75.2%となっております。

また、その他の管路につきましては、路面陥没の危険性回避と経営改善の両方の視点からの対策として、漏水調査を実施する中で、漏水箇所を把握した際には適宜、修繕を行っております。

今後につきましては、本年1月に策定した岩内町上下水道耐震化計画に基づき、耐震化と合わせた老朽化対策を推し進めてまいります。

次に、下水道管路の老朽化対策につきましては、施設整備が平成12年度からであり、更には供用開始が平成16年度末であるため、供用年数は20年と比較的、新しい状態にあります。

更には、汚水から発生する硫化水素対策の必要性があるコンクリート製品については、コンクリート管のうち、埋設深度が深い推進工法で整備した管路や、開削工法で整備した口径500ミリ以上の管路、道路横断管路、コンクリート製マンホールのうち、マンホールポンプ所と圧送管着水マンホールにつきましては、整備当初から腐食対策として、財団法人下水道新技術推進機構の審査証明を受けた防菌コンクリート製品や、コンクリート抗菌剤を使用した製品で整備し、対策してきたところであります。

また、下水道法施行規則第4条の4第2項で、下水の貯留その他の原因により腐食するおそれの大きい排水施設に義務付けられた5年に1回以上の点検を、令和5年度に実施した結果、マンホールについては、内部の硫化水素濃度が0ppm、鉄蓋については裏に錆が見受けられるものの開閉に支障はなく、コンクリート製マンホール本体については、内部の腐食や変色は確認されませんでした。

更に、管渠については、鏡での管通り検査より確認したところ流下状況に支障はなく、目視での管口検査も破損や腐食がない状態であり、総合所見として良好であると判断しているところであります。

今後につきましても、法による点検対象施設や点検頻度の改定等に注視し、適宜点検を実施するとともに、今後予定している岩内町下水道ストックマネジメント計画の改定の際に実施する点検の結果を基に、老朽化対策の必要性を判断してまいります。

次に、雨水排水施設の老朽化対策につきましては、昭和10年に隧道工法で施工された火防用水路の、木製隧道の劣化に起因する道路陥没が発生した路線を対象に、空洞調査を平成24年、25年、26年、28年度の4か年で実施

し、空洞の位置、深さ、長さ、幅を確認したところ、陥没の危険性がある空洞を1箇所確認したことから、開削後、空洞に碎石を充填する対策を実施したところであります。

また、その他に確認された空洞については、路面から空洞の上部まで一番浅い箇所でも5.5メートル以上の層厚があり、層厚に変状がない限り重車両が通過しても十分耐え得る路体厚や地盤強度が確保できている事を確認しているところであります。

こうしたことから、当該箇所に経過観察用の観測孔を令和3年度に設け、適宜観測を実施しているところではありますが、観測の結果としては変状がない事を確認しているところであります。

今後につきましても、定期的な観測を続け、路体厚不足が懸念される状況に近づいた際には、補修工事を実施してまいります。

いずれにしましても、路面陥没は歩行者を含めた、一般交通に多大なる被害を及ぼす可能性があることから、法令等に沿った点検等を確実に実施し、対策の必要性を適宜判断してまいります。